

東広島市の町家2棟が、国の登録有形文化財(建造物)へ

令和3年11月19日(金)、国の文化審議会は、文部科学大臣に対し、次の文化財を文化財保護法第57条の規定により文化財登録原簿に登録するよう、答申を行う予定です。

1 答申予定の文化財建造物

大藤家住宅主屋 (おおとうけじゅうたくおもや)
 保手濱家住宅主屋 (ほてはまけじゅうたくおもや)

2 今後の予定

答申の3～6か月後に、登録原簿に登録予定。

3 文化財の概要

○大藤家住宅主屋 (広島県東広島市高屋町白市1055番地)

名称	建設年代等	構造、形式及び大きさ	登録基準
大藤家住宅主屋	昭和4年頃／昭和50年頃改修	木造2階建、瓦葺 建築面積127.5㎡	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
特 徴 な ど			
白市中心部に建つ旧酒造業の店舗兼住宅。二階建入母屋造妻入棧瓦葺で、東正面を出桁造、北側面軒廻を漆喰塗込とする。正面にガラス引違戸と格子を構え、内部は南にガラス窓を多用した開放的な通り土間、北にミセ等四室並べる。昭和初期の白市の繁栄を示す。			



○保手濱家住宅主屋（広島県東広島市高屋町白市1047番地1）

名 称	建設年代等	構造, 形式及び大きさ	登録基準
保手濱家住宅主屋	明治17年／昭和50年頃改修	木造2階建, 瓦葺 建築面積119.1㎡	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
特 徴 な ど			
<p>白市中心部に西面して建つ町家。つし二階建, <small>きりづまづくりひらいらいりさんがわらぶき</small>切妻造平入棧瓦葺, 正面に一間半の下屋を葺下す。<small>げ や ふきおろ</small>二階つし部分は奥行二間。中央に玄関を構えて廊下を通し, 南北各三室を並べるが廊下, 正面側の部屋はもと土間と伝わる。西条盆地の町家の変遷を伝える重要な遺構。</p>			



県内所在 国指定・県指定文化財等件数一覧

官報告示後

国指定文化財		県指定文化財		合計	
種別(種類)	件数	種別(種類)	件数		
国宝	建造物	7		7	
	絵画	2		2	
	工芸品	16		16	
	書跡・典籍・古文書	1		1	
小計	26			26	
重要文化財	建造物	57	建造物	45	102
	絵画	11	絵画	51	62
	彫刻	44	彫刻	94	138
	工芸品	61	工芸品	55	116
	書跡・典籍・古文書	20	書跡・典籍・古文書	51	71
	考古資料	4	考古資料	18	22
	歴史資料	4	歴史資料	4	8
小計	201	小計	318	519	
重要無形文化財	0	無形文化財	2	2	
重要有形民俗文化財	7	有形民俗文化財	5	12	
重要無形民俗文化財	4	無形民俗文化財	67	71	
記念物	特別史跡・特別名勝	1			1
	特別史跡	1			1
	特別名勝	1			1
	特別天然記念物	1			1
	史跡	27	史跡	125	152
	名勝	7	名勝	6	13
	天然記念物	15	天然記念物	116	131
		名勝天然記念物	1	1	
小計	53	小計	248	301	
重要伝統的建造物群	4			4	
合計	295	合計	640	935	
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財				11	
選定保存技術				1	
登録文化財		登録有形文化財		292 (+2)	
		登録有形民俗文化財		1	
		登録記念物		3	

※1 網かけ部分が、今回回答申される文化財に関係する部分である。

※2 件数は、今回の指定・指定解除等をした後のものである。()は変更件数。